

## 障害者週間記念講演会

市は、12月3日から9日の障害者週間に合わせて、広く障がいについて理解と関心を深めてもらうため、12月9日（土）に、大垣市情報工房スィンクホールで記念講演会を開催し、約130人の方が参加されました。

今回は、講師に愛知障害フォーラム事務局長で自身も障がい者である辻直哉さんをお迎えし、「障がいがある人もない人も共に住みやすい社会を目指して～障害者差別解消法施行から1年で見えてきたもの～」と題してご講演いただきました。

辻さんは、ご自身の体験を交えながら、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の理念を解説されました。また、社会の環境が生み出すバリアをなくすために、障がいのことを知ってほしいと訴えかけられ、参加者はメモを取り聞き入っていました。



講師の辻直哉さん

## 人権よろず相談

大垣市は、大垣人権擁護委員協議会と連携し、家庭内の問題や差別・人権侵害などの相談を受けています。法務省から委嘱された人権擁護委員が無料で相談に応じ、その秘密は固く守られます。遠慮なくお越しください。

相談場所	相談日	相談時間
大垣市役所 1階人権擁護推進室	毎月第3金曜日	13時～16時
上石津地域事務所 1階住民相談室	奇数月第2水曜日	9時30分～11時30分
墨俣地域事務所 2階相談室	奇数月第3木曜日	13時～16時

## 人権クイズの答え 正解は 1-B・2-C・3-A

解説

4月2日～8日⇒4月2日は「世界自閉症啓発デー」ですが、日本では、この日から8日までを「発達障害啓発週間」とし、自閉症をはじめとする発達障害についての啓発活動を実施しています。

6月23日～29日⇒男女共同参画社会基本法の公布・施行日である平成11年6月23日にちなみ、「男女共同参画週間」としています。

12月10日～16日⇒北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めることなどを目的として、この期間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。

## 人権擁護推進室からのお知らせ

人権Letterは、8月と2月に発行しています。

今回ご紹介した「市民人権とよく」や、市の人権施策について、ご意見・ご感想をお待ちしています。

また、「市民人権とよく」の寄稿についても随時受け付けています。

応募された方には、人権啓発グッズをプレゼントいたします。ご応募お待ちしております。

〈問い合わせ・寄稿先〉 〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所福祉部人権擁護推進室 まで  
 直通TEL：0584-47-8576 FAX：0584-81-5500  
 E-mail：jinken@city.ogaki.lg.jp



# 人権Letter

No.20

平成30年2月  
発行

大垣市 福祉部 人権擁護推進室

## 同和問題(部落差別)のない社会をめざして ～「部落差別の解消の推進に関する法律」施行から1年～

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、部落差別という言葉がはじめて使われた法律です。現在もなお部落差別が存在すること、部落差別は許されないとの認識の下に、その解消のための基本理念や国・地方公共団体の責務として、部落差別解消に関する施策を講じ、相談体制の充実や教育・啓発を行うこと、国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うことなどが明示されました。

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けている、我が国固有の人権問題です。

残念ながら、今なお、こうした人々に対して、結婚や就職などにおける差別、差別につながる身元調査が行われたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みなどの問題が発生しています。また、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ高額の本を売りつけたり、寄附金などを強要する「えせ同和行為」は、同和地区出身者等に対する偏見を助長し、同和問題の解決をはばむ大きな要因となっており、排除していかなければなりません。



「部落差別解消推進法」  
啓発リーフレット

同和問題は過去の問題ではありません。私たち一人ひとりが自分の問題として捉え、人権意識を高めていくことが、差別をなくし、すべての人が尊重されるまちづくりにつながります。本市では、部落差別解消推進法の周知に努めるとともに、この法律の趣旨を踏まえ、国や県などとの適切な役割分担、連携を図りながら、部落差別のない社会の実現に向けた施策を推進しています。



# 市民人権とおく

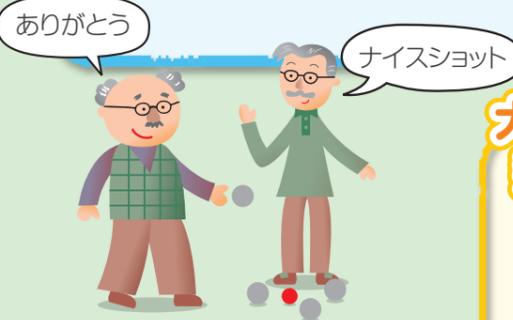
S H I M I N J I N K E N T O K U No.20

「広報おおがき」などにおいて募集した、心温まる「ちょっといい話」の中から、2つをご紹介します。

## その1 同好会の仲間

私は軽スポーツのペタンク同好会に入っています。以前はみんなで元気よく楽しんでいましたが、年齢を重ねてくると、病気になる方がでてきました。以前のようにはいきませんが、今はみんなで声を出し合ってゲームを楽しむことができます。これは、昔からの仲間意識に支えられ、お互いに心もカラダも助け合っているからだと思います。これからもみんなで楽しく続けていけたらと思います。

(林町 男性 N・Kさんより)



### 大垣市人権のまちづくり 懇話会委員のコメント

心身共に支え合える仲間とゲームを楽しむことは素晴らしいことです。このように何かを通して心が通い合い、お互いを思いやることのできる仲間がどんどん増え、その輪が広がれば、本当に暮らしやすい平和な社会ができるのでしょね。これからもそんな仲間の輪を広げてください。

## その2 ある日の出来事

徒歩で出かけた帰り道、近所の高齢のご婦人とすれ違いました。「お元気ですね」と声をかけました。そのご婦人は私の顔を見られ、「〇〇ちゃんかね。あまり若く見えて見違えてしまった。」と答えてくださいました。私の亡き母と同世代の方で、その方のお子さんと私も同世代です。「もう、私は94歳になるの。」と話され、別れ際に「よく声をかけてくれたね。うれしかったわ。」とってくださいました。お年寄りに、ほんの少しでも声かけをすることは、こんなに喜んでもらえることだと、改めて大切なことと感じました。その場に、ほっこりいい空気が流れました。

(友江 女性 S・Nさんより)



### 大垣市人権のまちづくり 懇話会委員のコメント

あいさつとおしての心温まる出会い。懐かしい思い出を共有できる、世代を超えた交流は地域の宝ものですね。昨今、忙しい日常の中で他人を思いやる余裕が無くなっているように思われます。あいさつから始める思いやりの輪がどんどん広がるといいですね。

## 「第69回人権週間」人権啓発活動

国連で「世界人権宣言」が採択された12月10日を「人権デー」とし、毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日～10日)を人権週間と定めて、国や県、各市町村で様々な人権に関するイベントが行われています。

大垣市では12月3日(日)、岐阜地方法務局大垣支局と大垣人権擁護委員協議会の主催による「第69回人権週間 人権作品表彰式・朗読会」が、イオンタウン大垣で開催されました。

大垣支局管内(西濃圏域)の中学生から募集した「人権作文コンクール」作品、小学生から募集した「人権書道」と「人権ポスター」作品、それぞれの優秀作品の表彰式が行われました。その後、作文コンクール最優秀作品の1つを受賞者自らが発表する朗読会が行われました。

### 街頭啓発を行いました。

当日、一日人権擁護委員として、大垣市長、大垣市会議長、大垣市教育長の計3名が委嘱され、人権擁護委員の皆さんや「人KENまもる君」「人KENあゆみちゃん」などと一緒に、多くの市民の方に人権啓発のチラシや啓発物品を配布し、人権を尊重する意識の普及・高揚を呼びかけました。



一日人権擁護委員による街頭啓発

## 小学校人権教育・学習発表展

市内の小・中学校では、12月の「人権週間」や「ひびきあいの日」を軸として、一年を通して「人権教育」に取り組んでいます。

市では、小学校の「人権」に関する取り組みを広く市民の皆さんに知っていただくため、各校の人権学習の様子や、その成果をまとめた学習発表展を開催しています。

今年度の発表校は、次のとおりです。

興文小学校、東小学校、西小学校、南小学校、北小学校、日新小学校、安井小学校、宇留生小学校、静里小学校、綾里小学校、江東小学校

**第1部**  
会場 市立図書館 1階ロビー  
期間 1月11日(木)～22日(月)

**第2部**  
会場 市役所本庁舎 1階ロビー  
期間 1月24日(水)～2月6日(火)

※第1部・第2部は開催済

### 次回の開催

**第3部**  
会場 市民病院 1階中央廊下  
期間 2月22日(木)～3月11日(日)

ぜひ、ご覧ください。



図書館での展示の様子

## 人権クイズ ～考えてみましょう～

今号では、人権週間の啓発活動と障害者週間の記念講演会を掲載していますが、1年の中では他にも人権に関係する期間がいくつか定められています。今回はそれを考えてみましょう(答えは、4ページにあります)。

Q. 左の欄にある期間と右の欄にある事柄を正しく結びつけてください。

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ① 4月2日～8日    | A 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 |
| ② 6月23日～29日  | B 発達障害啓発週間      |
| ③ 12月10日～16日 | C 男女共同参画週間      |